

2024年5月1日  
東京MOU事務局

## 2023年年次報告書を公表しました

### ～検査実績はコロナ前の水準に回復、航行停止処分率是对前年1.4ポイント増～

東京MOU事務局では、1年間の東京MOUの活動状況や加盟当局のポート・ステート・コントロール(PSC)の実施結果等を取りまとめた年次報告書を毎年公表していますが、今般、29回目の年次報告となる2023年の年次報告書(Annual Report 2023)を取りまとめ、本日、英文ウェブサイト(<http://www.tokyo-mou.org>)に掲載、公表しました。

2023年年次報告書の主な内容は下記のとおりです。

#### 記

#### 1. 2023年の活動状況

##### (1) 東京MOU 30周年

2023年に東京MOUは設立30周年を迎えました。設立以来、加盟当局の数は2倍、年間検査件数は4倍となり、4千名を超えるPSC検査官が研修事業に参加してきました。

この30年の域内における海難発生率は、PSC検査の効果を測る代表的な指標である航行停止処分率と強い相関関係を示しつつ減少してきており、これは、東京MOUの30年間の取組みの成果といえます。

##### (2) COVID-19感染症終息後の諸活動の回復と影響

2023年5月にWHOがCOVID-19感染症終息宣言を出したことを受け、東京MOUでは、全ての活動をパンデミック前と同様の状態に戻しました。

その結果、2023年においては、検査件数はパンデミック前と同レベルにまで回復しましたが、航行停止処分率は2021年以降継続して増加しているほか、船舶のメンテナンス不足による欠陥の増加が懸念事項として顕れました。

##### (3) 火災安全に関する集中検査キャンペーン(CIC)

火災安全に関する集中検査キャンペーンを2023年9月1日から11月30日までパリMOUと合同で実施しました。期間中、域内において7,190隻の船舶についてCIC質問票による検査を実施し、そのうち1,287隻(17.9%)の船舶に対し2,860件の不適合を指摘しました。期間中88隻の船舶がCICに直接関係する不適合により航行停止処分を受けました。期間中の航行停止処分率(航行停止処分隻数/検査隻数)を見ると全体では3.77%であったのに対し、CICに直接関係する不適合によるものは1.22%と全体の3分の1程度を占めていました。

##### (4) PSC委員会の開催

PSC委員会は、東京MOUの加盟当局・準加盟当局・オブザーバーにより構成され、原則として年1回開催され、東京MOUの重要事項を決定しています。PSC委員会の第34回会合を2023年10月30日～11月2日に横浜において開催しました。

同会合の主な決定事項等は以下のとおりです。

- ① 東京MOUの30周年を祝すとともに日本財団の継続した理解と支援への謝意を示す書簡を議長及び事務局長の連名で同財団笹川陽平会長あてに発出することに合意。また、冊子「東京MOUの30年」([https://www.tokyo-mou.org/doc/30th Anniversary of Tokyo MOU.pdf](https://www.tokyo-mou.org/doc/30th%20Anniversary%20of%20Tokyo%20MOU.pdf))の発行を確認
- ② メキシコを東京MOUの22番目の正式メンバーとして受け入れることに合意
- ③ 劣悪船舶の公表リストに、ISMコードの適合証書(DoC)発行の船級協会名に加え、他の条約証書を発行した船級協会名を記載することに合意
- ④ PSC検査に関するガイドライン全般をアップデートするための会期間グループの設置に合意
- ⑤ 2022年に実施したSTCW条約に関するCICの報告書を承認
- ⑥ 戦略計画・行動指針(2021～2025年)の改正を採択
- ⑦ 漁船のPSCに関する暫定指針等を承認

#### (5) 技術協力事業

技術協力事業については、COVID-19感染症終息を踏まえ、2023年には対面方式のものを含め全面的に再開しました。2023年に実施した技術協力事業は以下のとおりです。

- ① 一般研修
  - オンライン方式での事前学習(4月～6月)及び対面方式での日本研修(横浜での1週間の座学研修及び各地方運輸局等での2週間の船上研修)(8月～9月)
  - 参加者: 22国・地域から22名
- ② 専門研修
  - オンライン方式でばら積み貨物船の安全をテーマに実施(3月)
  - 参加者: 26国・地域から42名
- ③ セミナー
  - オンライン方式で集中検査キャンペーン(CIC)(2022年のSTCW条約に関するCICの結果及び2023年の火災安全に関するCICのガイドライン)等に関する講義を実施(7月)
  - 参加者: 32国・地域から61名
- ④ 専門家派遣研修
  - 対面方式で次の5か国について実施。
    - バヌアツ(5月、オーストラリアとニュージーランドから派遣)
    - フィジー(9月、日本から派遣)
    - マレーシア(10月、日本から派遣)
    - フィリピン(10月、オーストラリアから派遣)
    - ペルー(12月、カナダから派遣)
- ⑤ PSC検査官交流研修

- 対面方式で次の3件を実施
  - 韓国からニュージーランドに派遣
  - カナダからチリに派遣
  - オーストラリアからカナダに派遣

#### (6) IMO、他地域PSC協力組織との協力

- IMOのIMO規則実施小委員会、パリMoU等他地域PSC協力組織の会合に出席し、世界的に調和のとれたPSCの実施に向け積極的に貢献しました。

## 2. 2023年のPSC検査実施結果概況

### (1) 概況

2023年(1~12月)の域内のPSC検査(初回検査)は、総数で30,887件と前年(24,894件)と比べ24.1%増加し、パンデミック前のレベルに回復しました。

加盟当局別(検査件数200件以上の当局)に訪船検査実績を見ると、中国(対前年比137.5%増)、香港(同100.0%増)、日本(同23.4%増)の順に高い増加率となっている一方、シンガポール(対前年比31.6%減)、ロシア(同24.6%減)、カナダ(同23.5%減)の順に高い減少率となっています。

検査1件当たりの不適合指摘数は2.46件(前年1.88件)と増加し、航行停止処分率も4.32%(同2.91%)と1.4ポイント増加しました。また、2016年から増加傾向が見られる航行停止処分を受けた船舶1隻当たりの航行停止要因不適合の数(2016年:2.58、2017年:2.76、2018年:2.50、2019年:2.77、2020年:2.69、2021年:2.44、2022年:3.03)について、2023年は3.39と更なる悪化がみられ、航行停止処分を受けた船舶の劣悪度合が増大している状況が継続していることが見受けられます。

### (2) 検査率

検査率(検査隻数/入港隻数)は、前年(60%)より6ポイント増加し、66%でした。

### (3) 不適合指摘数

指摘された不適合総数は75,867件と検査件数の増加もあり前年(46,769件)より62.2%増加し、また、上述のとおり検査1件当たりの不適合指摘数も増加(1.88件→2.46件)しました。指摘された不適合を範疇ごとに見ると、**火災安全措施が最も多く、次いで、救命設備、航行安全関係、労働及び生活条件**でした(図1参照)。

### (4) 航行停止処分件数

航行停止処分件数は、1,334件(前年725件)と前年に比べ84.0%増加しました。航行停止処分の要因となった不適合は、**ISMコード(その他)に関する不適合**が最も多くを占め、**換気装置に関する不適合、ISMコード(船舶・設備の保守)に関する不適合、救命設備に関する不適合**が、これに次いでいます(図2参照)。

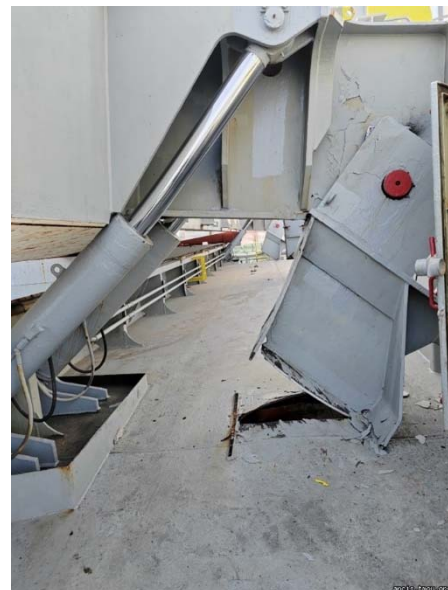
### (5) 旗国パフォーマンス

登録船舶の航行停止処分率の平均値(過去3年間)を基に旗国のパフォーマンスを統計処理により算出しその結果に応じ、**Black/Grey/White**に分類した表を毎年の年次報告に掲載し、検査対象船舶の選定に活用しています(統計処理手法の限界により過去

3年間の検査件数が30件以上の旗国を対象)が、ブラックリストに掲載された国は11か国(前年は4か国)と前年の約3倍となりました。ワースト1位はタンザニアとなり、ドミニカ、カメルーンがこれに次いでいます(表1)。

(6) ROパフォーマンス

RO(認定検査機関)に対する評価では、“low”が‘Asia Shipping Certification Services’及び‘Foresight Ship Classification’の2機関(前年1)で、“medium”及び“high”がそれぞれ8機関(前年6)及び18機関(同18)でした。



2023年域内PSC検査における不適合事例

(左: 通風管の激しい腐食、右上: 救命設備用はしごの損傷、右: 上甲板の亀裂)

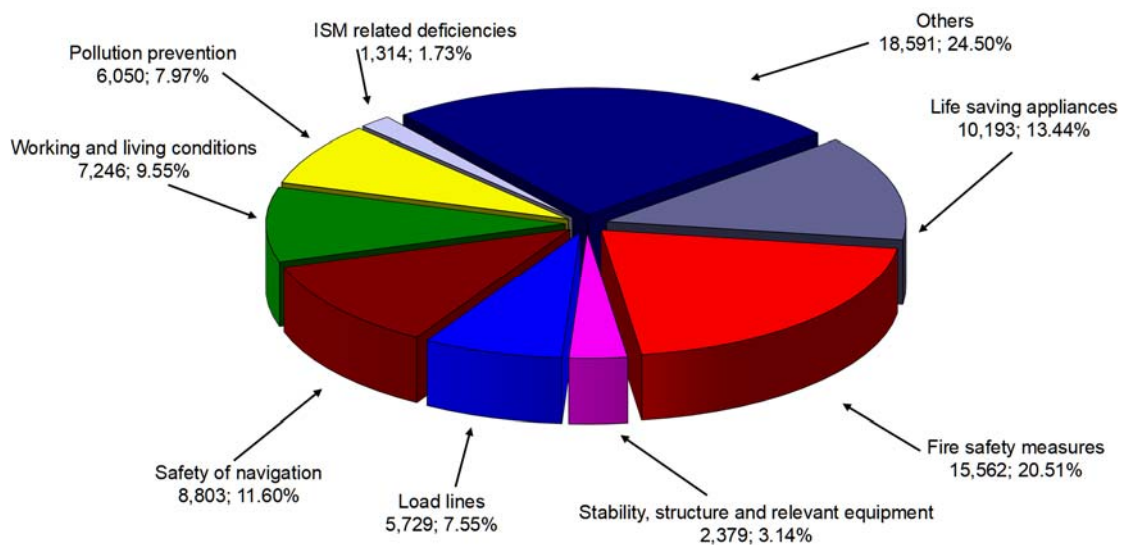


図1 2023年PSC検査で指摘した欠陥の種類別構成

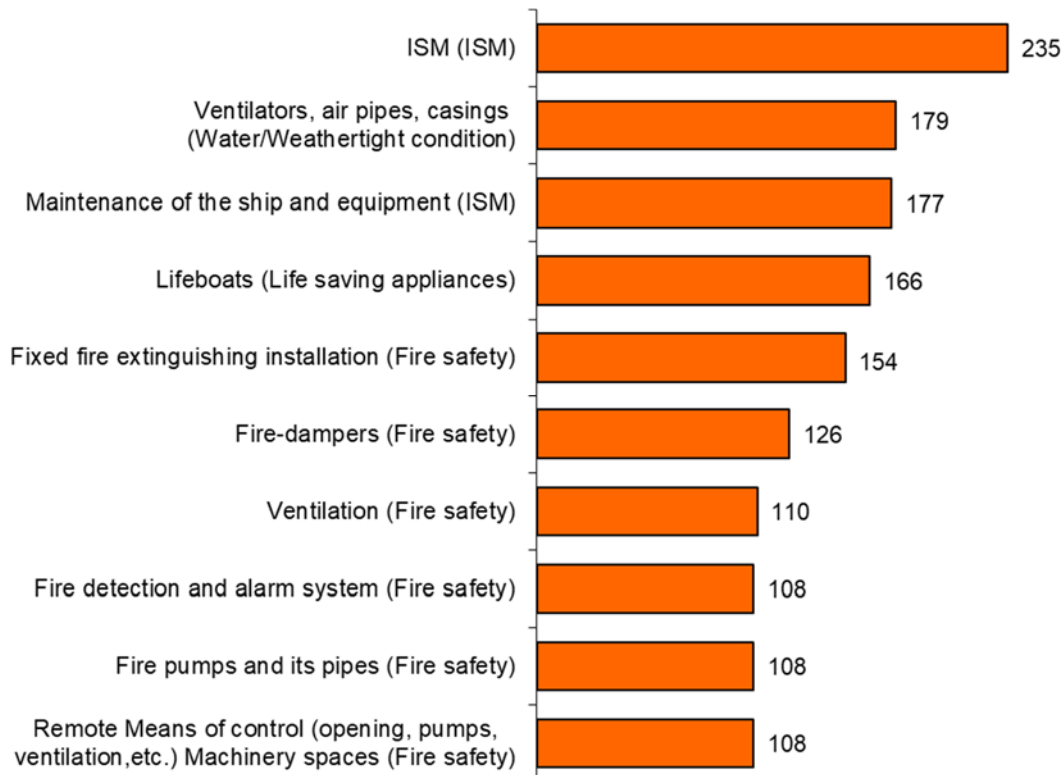


図2 2023年PSC検査で指摘した拘留要因となった欠陥の種類別件数

2023年ブラックリスト国
タンザニア
ドミニカ
カメルーン
セントクリストファー・ネイビス
トーゴ
モンゴル
クック諸島
シエラレオネ
ベリーズ
パラオ
ガボン

表1 2023年ブラックリスト掲載国

**お問合せ先**

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田・寧（ニン）

## **Editor's note**

**東京MOU**：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2024年5月1日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリM o U、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

**ポート・ステート・コントロール（P S C）**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。海上安全、海事保安、海洋環境保護、船員の作業・居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい不適合が認められた場合には、航行停止処分（detention）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

**集中検査キャンペーン（CIC）**：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

### **東京MOUが実施している研修訓練事業：**

日本財団のご支援を得て以下の事業を実施。

**一般研修**：経験年数5年未満のP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府（国土交通省海事局）の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。事前オンライン講習（32科目）、座学（1週間）及び訪船実習（2週間）で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数名が参加するほか、I M Oの資金援助により他のP S C組織（パリM o Uを除く。）からも参加している。

**専門家派遣研修**：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

**P S C検査官交流研修**：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。

**セミナー**：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年2回実施している。

**専門研修**：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。

以上